

酒 税

期 限 付 酒 類 小 売 業 免 許 届 出 書

収 受 印

整 理 番 号

※

令 和 年 月 日

届

(住所) 〒

-

尼崎

出

(電話)

-

-

(氏名又は名称及び代表者氏名)

(ふりがな)

税務署長 殿

者

期限付酒類小売業免許について、次の要件を具備しているので関係書類を添付して下記のとおり届出します。
なお、臨時販売場で酒類の小売を行う期間中は、届出販売場等の要件を遵守します。

届 出 日 の 要 件

原則として販売場を開設する日の 10 日前までに届出をするものであること。

届 出 者 の 要 件

届出者は、酒類製造者又は酒類販売業者であること。

届 出 販 売 場 等
の 要 件

博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）で臨時に販売場を設
け酒類の小売を行う場合であり、かつ、次の要件に該当していること。
ただし、同一者による同一場所での届出は当該販売場を開設する日から起算して 1 か月以内におい
て 1 回に限る。
① 催物等の開催期間のうち、酒類の販売を行う期間が 10 日以内（連続した日であることを要しな
い。）であること。
② 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭である
こと。
③ 酒類の小売目的が、特売又は在庫処分等でないこと。
④ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。
⑤ 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。
⑥ 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。

記

届 出 販 売 場 の

(住居表示)

兵庫県尼崎市船出 尼崎フェニックス事業用地

(詳細は別添図面のとおり)

所 在 地 及 び 名 称

(名 称)

ひょうご楽市楽座 特設販売所

出店事業者の連絡先を記入

(電話)

-

-

(催物の名称)

ひょうご楽市楽座

(担当者 氏名)

酒類販売管理者の
選 任 (予 定)

(役職、届出者との関係等)

販 売 す る 酒 類 の
範 囲 (品 目 ・ 銘 柄 等)

☐ビール ☐清酒 ☐果実酒 ☐リキュール ☐その他 ()

既 に 有 し て い る
主 た る 酒 類 販 売
(製 造) 場 の 明 細

所在地

名 称

所轄税務署名

税務署

免 許 を 受 け て い る
酒 類 の 品 目

☐全酒類 ☐その他 ()

臨 時 販 売 場 の
開 設 区 分

臨時即売会場

臨 時 販 売 場 の
開 設 期 間
(内 酒 類 の 販 売
を 行 う 期 間)

令 和 年 月 日 から
令 和 年 月 日 まで
()

※ 税 務 署 処 理 欄

入 力 年 月 日

担 当 者

CC1-5104-1 (1)

販売業免許申請書 次葉 1

酒 税

販売場の敷地の状況

ひょうご楽市楽市楽座
(所在地) 尼崎フェニックス事業用地内 特設会場

※分譲前事業用地であるため住所未定



(注) 申請販売場が建物の一部である場合は、建物の全体図（申請販売場のある階の部分）に、その位置を明示してください。

CC1-5104-1 (2)

酒 税

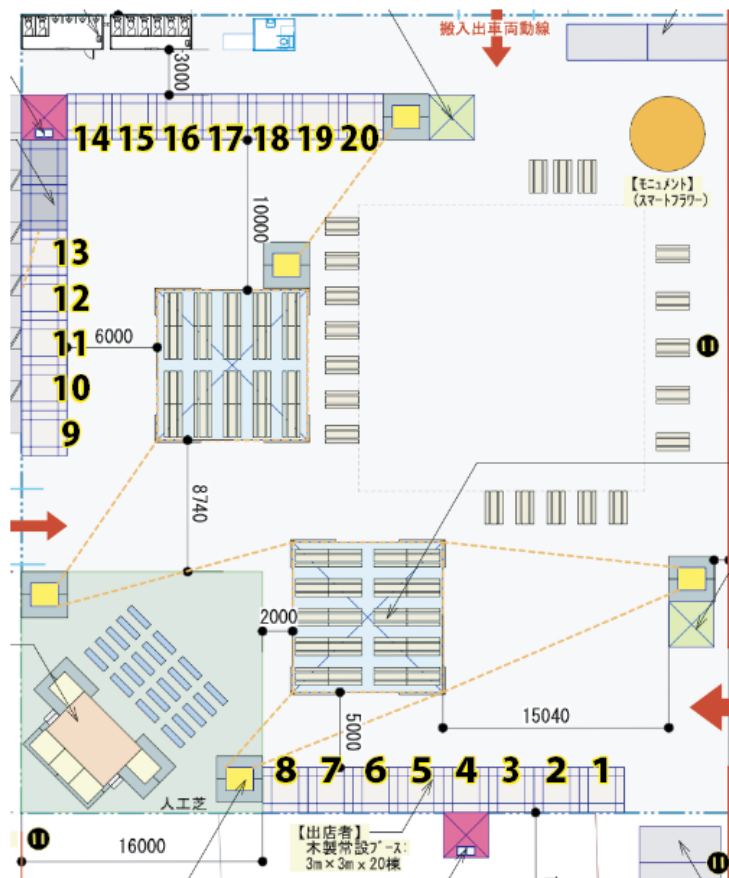
販売業免許申請書 次葉 2 - 1

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

【出店ブースレイアウト／全体】

出店ブース No.

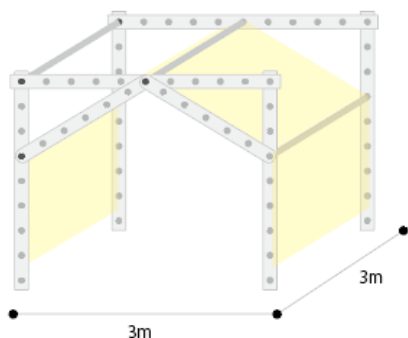
※ 1～20 までのブースナンバーを記載



【出店ブース詳細】

木製枠部材を紐で結び付けて接合し、ターポリン製の天幕と前面幕、背面幕を設置した特設ブースでの販売

※本イベント用特注ブースのため、過去ブース写真を参考に掲載



（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。
標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

CC1-5104-1 (2)

酒 税

販売業免許申請書 次葉 2 - 2

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

【出店ブース内レイアウト】 ※出店事業者にておおまかなブースレイアウトを記入

3m

3m

ブース前面

酒 類 販 売 管 理 者 標 識	
販売場の名称及び所在地	ひょうご楽市楽座 特設販売所 ブースNO「 」
酒類販売管理者の氏名	
酒類販売管理研修受講年月日	
次回研修の受講期限	
研修実施団体名	

（注）申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。
標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

→次ページの記載例を参照いただき作成ください

CC1-5104-1(2)
販売業免許申請書 次葉 2

建物等の配置図（建物の構造を示す図面）

倉庫
(ウエニクインクーラー)

事務所

酒類

清涼飲料

酒類

食品等

食品等

食品等

雑貨

雑貨

雑誌

弁当・惣菜

レジカウンター

雑 誌

出入口

陳列場所
の表示
酒類コーナー
二〇歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

明確に
区分する表示
これはお酒です
二〇歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しません

標識の掲示 → 「標識内容」 および「標識を掲出する場所」を矢印で記載

酒 類 販 売 管 理 者 標 識	
販売場の名称及び所在地	〇〇マート 大手町店 千代田区大手町〇丁目〇番〇、△番△
酒類販売管理者の氏名	マルマル ジロウ 〇〇 次郎
酒類販売管理研修受講年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
次回研修の受講期限	令和〇〇年〇〇月〇〇日
研修実施団体名	〇〇小売酒販組合

(注) 申請販売場と一体として機能する倉庫等についても明示してください。
標識の掲示、酒類の陳列場所における表示を明示してください。

CC1-5104-1 (6)
販売業免許申請書 次葉 6

酒 税

「酒類の販売管理の方法」に関する取組計画書					
(酒類販売管理者の選任予定者) (年齢: 歳)		(酒類小売販売場の所在地及び名称) 兵庫県尼崎市船出 尼崎フェニックス事業用地 ひょうご楽市楽座 特設販売所			
(酒類販売管理研修の受講予定等) 受講日又は受講予定日: 平成・令和 年 月 日		(店舗全体の面積) 9 m ² (酒類売場の面積) 9 m ²		(営業時間) 16 時 00 分 ~ 21 時 00 分 ・ 24 時間 (定休日:)	
研修実施団体:					
(酒類販売管理者に代わる責任者(予定者)の人数及び氏名等) 総数: 名					
氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準	氏 名 (年 齢)	指名の基準
(歳)		(歳)		(歳)	
(歳)		(歳)		(歳)	
(歳)		(歳)		(歳)	
(注)「指名の基準」欄には、次の《責任者の指名の基準》のいずれかに該当する番号を記載してください。 《責任者の指名の基準》 以下(1)~(7)に掲げるいずれかに該当する場合には、当該販売場において酒類の販売業務に従事する者の中から酒類販売管理者に代わる者を責任者として必要な人数を指名し、配置してください。 (1) 夜間(午後 11 時から翌日午前 5 時)において、酒類の販売を行う場合(成年者の指名をお願いします。) (2) 酒類販売管理者が常態として、その選任された販売場に長時間(2~3 時間以上)不在となることがある場合 (3) 酒類売場の面積が著しく大きい場合(100 平方メートルを超えるごとに、1 名以上の責任者を指名) (4) 同一建物内において酒類売場を設置している階が複数ある場合(酒類販売管理者のいない各階ごとに、1 名以上の責任者を指名) (5) 同一の階にある複数の酒類売場が著しく離れている場合(20 メートル以上離れている場合) (6) 複数の酒類売場が著しく離れていない場合であっても、同一の階において酒類売場の点在が著しい場合(3 箇所以上ある場合) (7) その他酒類販売管理者のみでは酒類の適正な販売管理の確保が困難と認められる場合					
(申請する免許の条件) 1: 卸売業 2: 小売業(卸小売兼業を含む) 3: 期限付小売業(免許期間の開始希望日: 令和 年 月 日)					
(小売販売場の業態等の区分) 1: 一般酒販店(酒屋、酒類専門店等) 2: コンビニエンスストア 3: スーパーマーケット 4: 百貨店 5: 1~4 以外の量販店(ディスカウントストア等) 6A: 業務用卸主体店 6B: ホームセンター・ドラッグストア 6C: その他(即売会場) ※「6C: その他」については、具体的に記載してください。					
酒類の販売業免許の申請書の記載事項である「酒類の販売管理の方法」については、本様式に記載する方法によるものとします。					
項 目		区 分	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)		
酒類販売管理者関係	1 酒類の販売業務を開始するときまでに、酒類販売管理研修を過去 3 年以内に受けた者の中から酒類販売管理者を選任する。	は い・いい	☐ 適 ☐ 不適		
	2 公衆の見やすい場所(通信販売を行う場合は、カタログ等(インターネットを含む))に、酒類販売管理者の氏名や酒類販売管理研修の受講実績等を記載した標識を掲示する。	は い・いい	☐ 有 ☐ 無		
二十歳未満の者の飲酒防止関係	1 20 歳未満と思われる者に対して、身分証明証等により年齢確認を行う。	は い・いい	☐ 適 ☐ 不適		
	2 20 歳未満の者の飲酒防止に関するポスターを掲示する。	は い・いい	☐ 有 ☐ 無		
	3 「その他の取組」の概要	〔※上記以外の取組をしている場合にその内容を具体的に記載してください。 (例)「レジに啓発のためのグッズ等を置く」、「レジ袋に 20 歳未満の者の飲酒防止啓発のための表示をする」等〕			

二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	1 酒類の陳列場所を設けて販売する。	は い・いいえ	
	(1) 消費者が酒類に触れられない状態に置き、手渡しで販売する。	は い・いいえ	
	(2) 酒類と他の商品との売場を壁や間仕切り等で分離又は区分する。	は い・いいえ	☐ 適 (☐ 分離・ ☐ 区分) ☐ 不適
	(3) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨の表示を行う。	は い・いいえ	☐ 適 ☐ 不適
	(4) 酒類の陳列場所に、表示基準に則って「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示を行う。	は い・いいえ	☐ 適 ☐ 不適
	2 酒類の通信販売（インターネットを含む）を行う。 (注) 1 この表示基準でいう「通信販売」とは、「通信販売酒類小売業免許」を付与されて行うものに限らず、一般酒類小売業者が免許条件の範囲内で行う通信販売を含み、商品の内容・価格などをカタログ、新聞折込チラシなどで提示し、郵便、電話、ファックスなどの方法で注文を受けて行う販売をいいます。 2 「いいえ」に「○」を付した方は、次の(1)及び(2)の記載は不要です。	は い・ <u>いいえ</u>	
	(1) 酒類の通信販売（インターネットを含む）における広告、カタログ、申込書、納品書等に、表示基準に則って「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	は い・いいえ	☐ 適 ☐ 不適
	酒類の購入申込書等に年齢記載欄を設ける。	は い・いいえ	☐ 適 ☐ 不適
(2) 酒類の配達を行う旨のチラシに「20歳未満の者に対しては酒類を販売しない」旨の表示を行う。	は い・いいえ	☐ 適 ☐ 不適	
3 酒類の自動販売機を設置しない。	<u>は い</u> ・いいえ	☐ 有 ☐ 無	

※ 以下は、酒類の自動販売機を設置する予定がない場合には記載する必要はありません。

《酒類の自動販売機に対する表示基準の実施予定》

順 号		令 年 月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	※ 税務署整理欄 (実態確認状況)
	自動販売機の設置予定年月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	令 年 月	
	自動販売機の種類	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	改良型・改良型以外	
	自動販売機の設置位置	店内・店外	店内・店外	店内・店外	店内・店外	
二十歳未満の者の飲酒防止に関する表示基準の実施予定	20歳未満の者の飲酒は禁止されている旨	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	免許者の氏名又は名称	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	酒類販売管理者の氏名	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	連絡先の所在地及び電話番号	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	販売停止期間	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	販売停止等のためのタイマーの設置の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適
	セレクトボタン部分への酒類である旨の表示の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	☐ 適 ☐ 不適

出店許可証

許可申請者

名 称

住 所 〒

出店日 令和7年 月 日 ～ 月 日

申請のあった出店について、次のとおり許可します。

記

- 催 事 名 : ひょうご楽市楽座
- 期 日 : 令和7年4月13日～10月12日まで
- 場 所 : 兵庫県尼崎市 尼崎フェニックス事業用地内
ひょうご楽市楽座 実施会場（住所なし）
- 営業の種類 : 酒類販売（全酒類）
- 販売方法等 : 即売方式

令和7年2月8日

ひょうご楽市楽座 運営事務局（TSP太陽 株式会社内）

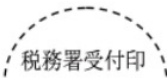
大阪府大阪市淀川区木川東4-8-33

TEL／06-6306-3150

TSP太陽 株式会社



CC1-7233
別紙様式第 11 の 9



※ 酒類販売場の所在地を所轄する税務署に提出してください。

酒 税

令和 年 月 日

財務大臣 殿

届出者
住所
氏名 (名称)

酒類販売管理者選任 (解任) 届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 9 第 4 項の規定により、下記のとおり酒類販売管理者の選任 (解任) について届け出ます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
(名 称) ひょうご楽市楽座 特設販売所
(所 在 地) 兵庫県尼崎市船出 尼崎フェニックス事業用地
- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日

○ 選任した酒類販売管理者
(フリガナ)
(氏 名)
(住 所) 〒

(生年月日) 大正 昭和
平成 令和 年 月 日

○ 解任した酒類販売管理者
(フリガナ)
(氏 名)
(住 所) 〒

(生年月日) 大正 昭和
平成 令和 年 月 日
- 3 酒類販売管理者の役職名等

○ 選任した酒類販売管理者

○ 解任した酒類販売管理者
- 4 酒類販売管理者の選任 (解任) 年月日

☐ 選 任
☐ 解 任

平成・令和 年 月 日
- 5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称
(受講年月日) 平成・令和 年 月 日
(実施団体名)
- 6 雇用期間
年 月 日から 年 月 日
- 7 従事させる業務内容
- 8 解任の理由

※ 選任届出書を提出する場合は、酒類販売管理研修の受講証の写しを添付してください。

確認事項
酒類販売管理研修の受講証の写しを添付した

届出者 確認

※税務署整理欄	入力年月日	・ ・	担当者
---------	-------	-----	-----

(備考) 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載してください。
2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しません。
3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しません。
4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあっては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができます。

前ページの選任届出書に付随する
「酒類販売管理研修」受講証の写しを添付